

00684

鳥取縣公報

昭和十八年二月二十六日 金曜日
第千四百十一號

本報ノ大キサヘ國定規格A5判

縣令

目次

○ 地方事務所長タル地方事務官委任事項中改正 一頁

○ 告示

○ 鳥取縣參事會議決要項

貢賈

貢賈

動力社摺業免許證下付

貢賈

健康保險醫異動

貢賈

被保險者證中無効

貢賈

產婆、看護婦試驗期日

貢賈

繩糸調查員屬託及解囑

貢賈

漁業取締規則の改正

貢賈

二百三十億貯蓄、さあもう一息だ

貢賈

二百三十億貯蓄必成運動

貢賈

戰鬪機“鳥取縣號”獻納運動

貢賈

青年學校教員養成所に女子部を併置

貢賈

其の他

彙報

◆鳥取縣令第十九號

昭和十七年七月一日鳥取縣令第五十六號地方事務所長タル地方事務官委任事項中左ノ通改正シ昭和十八年三月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十八年二月二十六日

縣令

鳥取縣知事 土肥米之

岩美地方事務所長タル地方事務官委任事項中

鳥取市ニ係ル左記事項及

西伯地方事務所長タル地方事務官委任事項中

米子市ニ係ル左記事項ニ左ノ一項ヲ加フ

告示

◆鳥取縣告示第九十五號

第二款 國庫補助金	一八二、四九〇
第三款 教育費補助金	七、四〇九
第五項 勸業費補助金	一三八、六五一
第六項 社會事業費補助金	一三三、〇五〇
第七項 時局事務補助金	一一、七〇〇
第三款 寄附金	一一、七〇〇
第七款 立替金	一一、七〇〇
第一項 農業水利改良事業費立替金	一三八、四〇〇
第八款 縣債	一一〇、〇〇〇
第一項 縣債	一一〇、〇〇〇
臨時部計	一一一七、五九〇
歲入合計	一一四九、四一七
歲出合計	一一六一七

昭和十八年二月參事會於了議決係昭和十七年度鳥取縣歲入歲出追加豫算並昭和十八年度鳥取縣歲入歲出追加豫算要領左ノ通

昭和十八年二月二十六日

鳥取縣知事 土肥米之

昭和十七年度鳥取縣歲入歲出追加豫算

歲 入

經常部

第四款 地方分與稅

一三、六五〇

第九款 雜收入

一三、六五〇

第八款 國庫下渡金

一三、六五〇

第一項 警察費下渡金

一三、六五〇

經常部計

一三、六五〇

第七款 警察費

一三、六五〇

第六款 警察廳舍修繕費

一三、六五〇

第五款 警察廳舍修繕費

一三、六五〇

第四款 警察費

一三、六五〇

第三款 教育費

一三、六五〇

第二款 勸業費

一三、六五〇

第一款 學事諸費

一三、六五〇

第十款 勸業費

一三、六五〇

第九項 農事試驗場費

一三、六五〇

第八項 種畜場費

一三、六五〇

第七項 產業獎勵費

一三、六五〇

經常部計

一三、六五〇

臨時部

一三、六五〇

第六款 軍事援護費

一三、六五〇

第三款 教育費

一三、六五〇

第四項 師範學校費

一三、六五〇

第九項 中學校費

一三、六五〇

第十五項 盲聾啞學校費

一三、六五〇

第六款 勸業費

一三、六五〇

第六款 軍事援護費

一三、六五〇

第五款 軍事援護費

一三、六五〇

第四款 勸業費

一三、六五〇

第三款 教育費

一三、六五〇

第二款 師範學校費

一三、六五〇

第一款 中學校費

一三、六五〇

第十五項 盲聾啞學校費

一三、六五〇

第六款 勸業費

一三、六五〇

第六款 軍事援護費

一三、六五〇

第五款 勸業費

一三、六五〇

第四款 勸業費

一三、六五〇

第三款 教育費

一三、六五〇

第二款 師範學校費

一三、六五〇

第一款 中學校費

一三、六五〇

第十五項 盲聾啞學校費

一三、六五〇

第六款 勸業費

一三、六五〇

第六款 軍事援護費

一三、六五〇

第五款 勸業費

一三、六五〇

第四款 勸業費

一三、六五〇

第三款 教育費

一三、六五〇

第二款 師範學校費

一三、六五〇

第一款 中學校費

一三、六五〇

第十五項 盲聾啞學校費

一三、六五〇

第六款 勸業費

一三、六五〇

第六款 軍事援護費

一三、六五〇

第五款 勸業費

一三、六五〇

第四款 勸業費

一三、六五〇

第三款 教育費

一三、六五〇

第二款 師範學校費

一三、六五〇

第一款 中學校費

一三、六五〇

第十五項 盲聾啞學校費

一三、六五〇

第六款 勸業費

一三、六五〇

第六款 軍事援護費

一三、六五〇

第五款 勸業費

一三、六五〇

第四款 勸業費

一三、六五〇

第三款 教育費

一三、六五〇

第二款 師範學校費

一三、六五〇

第一款 中學校費

一三、六五〇

第十五項 盲聾啞學校費

一三、六五〇

第六款 勸業費

一三、六五〇

第六款 軍事援護費

一三、六五〇

第五款 勸業費

一三、六五〇

第四款 勸業費

一三、六五〇

第三款 教育費

一三、六五〇

第二款 師範學校費

一三、六五〇

第一款 中學校費

一三、六五〇

第十五項 盲聾啞學校費

一三、六五〇

第六款 勸業費

一三、六五〇

第六款 軍事援護費

一三、六五〇

第五款 勸業費

一三、六五〇

第四款 勸業費

一三、六五〇

第三款 教育費

一三、六五〇

第二款 師範學校費

一三、六五〇

第一款 中學校費

一三、六五〇

第十五項 盲聾啞學校費

一三、六五〇

第六款 勸業費

一三、六五〇

第六款 軍事援護費

一三、六五〇

第五款 勸業費

一三、六五〇

第四款 勸業費

一三、六五〇

第三款 教育費

一三、六五〇

第二款 師範學校費

一三、六五〇

第一款 中學校費

一三、六五〇

第十五項 盲聾啞學校費

一三、六五〇

第六款 勸業費

一三、六五〇

第六款 軍事援護費

一三、六五〇

第五款 勸業費

一三、六五〇

第四款 勸業費

一三、六五〇

第三款 教育費

一三、六五〇

第二款 師範學校費

一三、六五〇

第一款 中學校費

一三、六五〇

第十五項 盲聾啞學校費

一三、六五〇

第六款 勸業費

一三、六五〇

第六款 軍事援護費

一三、六五〇

第五款 勸業費

一三、六五〇

第四款 勸業費

一三、六五〇

第三款 教育費

一三、六五〇

第二款 師範學校費

一三、六五〇

第一款 中學校費

一三、六五〇

第十五項 盲聾啞學校費

一三、六五〇

第六款 勸業費

一三、六五〇

第六款 軍事援護費

一三、六五〇

第五款 勸業費

一三、六五〇

第四款 勸業費

一三、六五〇

第三款 教育費

一三、六五〇

第二款 師範學校費

一三、六五〇

第一款 中學校費

一三、六五〇

第十五項 盲聾啞學校費

一三、六五〇

第六款 勸業費

一三、六五〇

第六款 軍事援護費

一三、六五〇

第五款 勸業費

一三、六五〇

第四款 勸業費

一三、六五〇

第三款 教育費

一三、六五〇

第二款 師範學校費

一三、六五〇

第一款 中學校費

一三、六五〇

第十五項 盲聾啞學校費

一三、六五〇

第六款 勸業費

一三、六五〇

第六款 軍事援護費

一三、六五〇

第五款 勸業費

一三、六五〇

第四款 勸業費

一三、六五〇

第三款 教育費

一三、六五〇

第二款 師範學校費

一三、六五〇

第一款 中學校費

一三、六五〇

第十五項 盲聾啞學校費

一三、六五〇

第六款 勸業費

一三、六五〇

第六款 軍事援護費

一三、六五〇

第五款 勸業費

一三、六五〇

第四款 勸業費

一三、六五〇

第三款 教育費

一三、六五〇

第二款 師範學校費

一三、六五〇

第一款 中學校費

一三、六五〇

第十五項 盲聾啞學校費

一三、六五〇

第六款 勸業費

一三、六五〇

第六款 軍事援護費

一三、六五〇

第五款 勸業費

一三、六五〇

第四款 勸業費

一三、六五〇

第三款 教育費

一三、六五〇

第二款 師範學校費</

昭和十八年度鳥取縣歲入歲出追加豫算

00697

歲
入

臨時部

第一款 繼越金

第一項 前年度繼越金

九、五三〇 圓

九、五三〇 圓

第二款 國庫補助金

教育費補助金

八、七三〇 圓

八、七三〇 圓

臨時部計

歲入合計

歲
出

第一十二款 社會教育費

社會教育費

一、四六〇 圓

一、四六〇 圓

經常部計

臨時部

經常部

第十八款

青年學校教員養成所費

青年學校教員養成所費

六、八〇〇 圓

六、八〇〇 圓

臨時部計

歲出合計

一、八、二六〇 圓

一、八、二六〇 圓

昭和十八年二月二十六日		鳥取縣知事		土 肥 米 之	
當管内ニ於ケル健康保險號左ノ通異動アリタリ		異動事項		異動年月日	
東伯郡倉吉町越殿町	厚生病院	龜井 大我	縣外轉出	昭和十八年一月二十六日	昭和十八年二月二十六日
八頭郡崎岡村大字船岡	井上 易憲	死 亡	昭和十七年九月二十二日		
鳥取市西町	鳥取市東町	仁松 風	同		
鳥取縣立圖書館講堂					

◆鳥取縣告示第九十七號

當管内ニ於ケル健康保險號左ノ通異動アリタリ

昭和十八年二月二十六日

鳥取縣知事

土 肥 米 之

東伯郡倉吉町越殿町 厚生病院 龜井 大我 縣外轉出 昭和十八年一月二十六日

八頭郡崎岡村大字船岡 井上 易憲 死亡 昭和十七年九月二十二日

鳥取市西町 鳥取市東町 仁松 風 同

鳥取縣立圖書館講堂

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

志願者ハ三月三十一日迄ニ願書、自筆履歴書、修業證明書、本籍地市町村長、身元證明書(產婆二限ル)、戸籍謄本若ヘ抄本、寫眞二葉(最近撮影シタル半身無台紙)、手數料(產婆二圓、看護婦一圓)ヲ添付住所地所轄警察署經由提出ノ上當日午前八時迄ニ受
試用具携帶出頭スベシ

◆鳥取縣告示第九十九號

00698

昭和十八年度第一回產婆、看護婦試驗ヲ左ノ日時場所ニ於テ施行ス

被保險者證
記 號 番號 氏 名 所在地名稱 事業場又ハ事務
被保險者
工場事業場又ハ事務
無效トナリ
タル年月日

職烏 ろ 三 上山 房子 鳥取市若櫻町 ロゴス
職米 さろ 二 坂口 一郎 米子市久米町九八
株式會社 坂口商店 一二、一五

昭和十八年二月二十六日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

種 別 日 時 場 所

產婆學說 四月十九日午前九時ヨリ
看護婦學說 四月二十日 同
同 實地 四月二十一日 同
產婆實地 五月五日 同
產婆學說 同
看護婦學說 同
同 實地 同
同 � 實地 同
同 實地 同
同 實地 同
同 實地 同
同 � � 實地 同
同 � � � 實地 同
同 � � � � 實地 同
同 � � � � � 實地 同
同 � � � � � � � � 實地 同
同 � � � � � � � � � � 實地 同
同

00699

彙

報

魚介類を蓄殖保護

漁業取締規則の改正

漁業事情の推移に即應し、魚介類の蓄殖保護と漁業の秩序維持目的達成のため、縣では去る十九日附縣令第十七號を以て漁業取締規則の改正を行つたが、其の改正せられた主な點を摘記すると次の如くである。

△ 板屋貝、桁網漁業、各種巾着網漁業、揚縄網漁業の魚種別に依る區分を統合して總括的な漁業名稱とし、新たに漁業種類中とびうを流網漁業、狩刺網漁業（方言三重建網漁業）敷網漁業、筌漁業等を追加した。之は最近本漁業の漁獲能率が優秀なため日を逐ふて増加の傾向にあるので、之を制限して許可するものである。

△ 軍事上の關係から漁業取締上特別の必要ある水面に於て、一時水生動植物の採捕、又は漁具、漁船の使用を制限或は禁止するものである。

△ 漁業者でない者の使用する漁具を制限強化し、漁業專業者の營業を保護するため、今までの四手網、叉手網の使用を禁止し、今後は竿釣及び手釣、撒網（湖山池及び東郷湖を除く）及び伏撒網、鎌及び挾網器（肥料採取に限る）の外は使はれなくなつた

する事がある

△ 本縣下に於ける板屋貝の發生は周期的であつて、採捕に當つて穀長の制限をすると採捕の能率が低下するので、此の制限を廢して採捕の能率を高めることとした
△ 今まで（ほんまつ、にじます、かわます、いわな、やまめ）は二月一日より三月三十一日及び十月一日より十一月三十日までの間は採捕及び採捕したもの若くは其の製品の所持又は販賣することは出來なかつたのであるが、之を次の如く魚種別に區分して禁止することとした
ほんまつ
にじます、かわます、いわな、やまめ
自二月一日 至三月三十一日 及び 自十一月一日 至十一月三十日
△ 本縣では古來から板屋貝の蓄殖は冬期間に多く春より次

第は僅に移動してしまふので、生産擴充を期する意味から今までの十一月一日より三月二十日までの禁止期間を二十日間縮めて十一月一日より二月末日までとした

△ 従來抄網（河川に於けるもので俗稱散餌寄と稱する漁法）を以て多數の稚魚を混獲してゐたので之を禁止し、魚族の蓄殖保護を圖ることとした

△ 鮎目的のための覗水器（水鏡）又は水眼鏡は投網漁業の補助具であつて何等の支障がないため之が使用を認めることとした

△ 鵜川漁業に使用する鵜繩に柳枝及び沈子を併用したものは禁止した

△ 千代川、天神川、日野川の各河口に於ける投網漁業の二月一日より五月三十一日までの禁止期間を二月一日より九月三十日まで延長して魚族の蓄殖保護を圖ることとした

△ 智頭川筋 八頭郡智頭町大字湯屋字關屋に於ける灌漑用堰堤より上流十米、下流四十米に至るまでの區域及び八頭郡

社村大字安藏に於ける灌漑用堰堤より上流十米、下流六十米に至るまでの區域は、何れも新に堰堤を設けたため魚族が多く集結することとなつたので、之が蓄殖保護上一月一日より十二月三十一日までの期間を禁漁期とした

△ 袋 川

岩美郡面影村大字大村地内新舊袋川分歧點に於ける内務省設置の袋川分水門より上流三十米、下流新袋川三十米、舊袋川三百米に至るまでの區域は、河川改修に依り堰堤の破壊、流域の變化に依つて魚族が棲息しなくなつたため

禁漁區を廢止した

千代川筋 鳥取市大字叶に於ける源太橋より下流三百米の線より下流千二百米に至るまでの區域は、鮎の好適な產卵場であるため十月一日より十一月二十日までの期間禁漁區と

さあもう一息た

堤より上流三十六米、下流二百六十米に至るまでの区域、及び西伯郡春日村大字古豊千に於ける縣設置の灌漑用堰堤より上流三十六米下流三百六十米に至るまでの区域は灌漑用堰堤であつて、用水の必要のない時期に至れば扉門を開き魚族の溯上を容易ならしめるため、何れも一月一日より九月三十日までの期間禁止とした。

日野川筋 西伯郡大幡村大字吉定に於ける灌漑用堰堤（五千石堰堤）より上流二十米、下流百五十米に至るまでの区域、及び西伯郡幡郷村大字大殿に於ける灌漑用堰堤（豊田堰堤）より上流二十米、下流百五十米に至るまでの区域は、棚の堰堤（柴を積み重ねて河水を堰き止めるのであるが魚族は自由に樹間を溯上する）を最近永久的コンクリート堰堤とし、ため、新に何れも一月一日より五月三十一日までの期間

今我が國は、正に食ふか食はれるかの大戦争をやつてゐる。北はアリューシヤン列島から南は南太平洋に於て、將又西は印度洋にかけての廣域に於て日夜を分たず戦はれてゐるのである。而して本年は決戦の年であるとも云はれ、之がためには我々一億國民は總力を擧げて懸々必勝の体制を整へ、殊に直接必要であるところの戰費を整へなければならぬことは云ふまでもないであつて、此の我が國の國民貯蓄の成績に關心を持つてゐるのは獨り我が日本の國民のみではなく、敵イギリスもアメリカも、そして重慶も非常な關心を持つてゐるそうである。

つて其の國の物的戰力の增强が如何やうになりつゝあるかと云ふことも亦知り得るのである。従つて我が國の貯蓄の成績がよいと云ふことは、ルーズベルトやチャーチルを失望させる一つの材料であり、反対に貯蓄の成績が悪いと云ふことは敵國を喜ばせ元氣づける材料になると思はれるのである。

激は其の絶頂に達し、其の感激の結果は實に一ヶ月に三十億圓の時蓄となつて現はれ、大詔奉戴一年目の昨年の十二月には更に三割三分増加して約四十億の成績を挙げ得たのである。即ち昨年の七月、八月、九月の三ヶ月分に匹敵する額を一ヶ月に積み上げてしまつたのであつて、洵に慶賀に堪えないとろである。

更に國債や債券の賣行きに付て見ても、一昨年は二億五千萬圓の賣行き成績に徴して、今度もどんなによく賣れても其の倍額位だだらうと思はれてゐたものが飛ぶやうに賣切れとなり、後から來る追加注文を斷ると云ふやうな非常な好成績を示したのであつて結局二百三十億圓の中既に七割八分の時蓄が出来上つたのであるから、第四半期、即ち一月、二月、三月に二割二分、金額にして五十億圓の時蓄をすれば二百三十億目標の達成が出來ることになるのである。

併し從來の傾向からして此の三ヶ月間は貯蓄の困難なもので、努力を要する。大体現在迄の貯蓄状況は順調に進んでゐて、三百三十億の目標を目指して堅實な歩みを續けてゐる。而も此の貯蓄が法律の強制に依らないところの任意貯蓄に依つてなされてゐると言ふことが我が國の誇りであつて、米國の如きは慄々強制貯蓄制度を探らなければならぬ立場に置かれて居り、イギリスは既に一部強制貯蓄を実施してゐる状況である。

強制貯蓄と云ふことは、詰り督戦隊を使つて戦はしてゐるやうなものであつて、我が陸海軍將兵の如く忠勇無双、軍國のために潔く一命を抛つ決心を持つてゐる軍隊には督戦隊の必要は聊かもないが如く我國貯蓄に於ても亦強制の必要なく、此の大東亜戦争を勝ち抜かんがため凡ゆる困苦欠乏に堪えどんな苦しみをしても前線にどしゞへ兵器や弾薬を送るために、國民一人一人が誰でも又何時でも容易に出来ること、即ち貯蓄に精出さうと云ふ固い決意を持つてゐる我が國民には、法律を以て貯蓄を強制するとか、又は罰則を以て脅すと言ふやうな必要はないのであつて之は我が國の大きな誇りであり、今後共之を保持して行かなければならぬのである。

00703

の一層の努力が要望されてゐるのであつて、縣民全部益々勤勞に勵み節約に努め、以て後一ヶ月餘にして到達せんとする此の二百三十億貯蓄の目標に絶対に達成を來たさぬ様今一段の努力を切望する次第である。

『貯蓄で築け大東亞』

× ×

大東亞戦は正に經濟戦

二一百 貯蓄必成運動

—三月一日より二十日まで—

大東亞戦は戰勝第二年を迎えて、愈々決戦段階に入つた。皇國の隆昌は實に本年に於て決する云つても過言ではない。而して大東亞戦は今や完全に經濟戦の相貌を呈し、物的戰力の増強如何こそ勝敗の鍵であると断ることが出来る。

斯る事態に即應するためには、本年度國民貯蓄增加目標額三百三十億圓は必ず之を達成しなければならない。今日までの實績に

顧みると、國民の大東亞戦争完遂に對する決意を反映して所期に近い成績を示しつゝあるのであるが、貯蓄目標額達成の重大意義に鑑み、縣では國の施策に呼應して二百三十億貯蓄必成特別計畫を樹立し、三月一日より二十日までの二十日間に亘り次の如き要綱に依つて本年度掉尾の努力を傾倒して之が必成を期することとなつた。切に各位の實踐を望む次第である。

一、要領

- 1、本年度國民貯蓄目標額は大東亞戦争開始後最初のものであるから、其の成否如何の與へる影響を強調し國民志氣の昂揚を圖る。
- 2、二百三十億貯蓄の必成を期するため、本縣の國民貯蓄目標額七千萬圓は必ず之を突破するやう努める。
- 3、組合貯蓄及び國債券の購保消化の推進に努めるのみでなく從來兎角闘却されてゐた一般貯蓄の増強にも努力する。
- 4、三月十日は勤儉貯蓄記念日であり且つ陸軍記念日であるから同日を「貯蓄日」として縣民一體特別に貯蓄増加を必行すること、其の貯蓄額は俸給、給料、賃金を受ける者は其の一日分の收入を、其の他の者は年収の一日分に該當するものを各地域、職域組合に於て貯蓄せしめる。

00704

二、實踐事項

1、縣の各方面と連携し實施上努力すべき事項

縣では各種團体を支援して其の活潑な活動を促すと共に各關係部課を動員して強力な推進を行ふ。

(イ) 國民志氣の昂揚に付ては大政翼賛會縣支部に於て展開する運動と相俟つて成果の萬全を期する。

(ロ) 貯蓄の吸收は金融機關との連絡を密にして其の積極的活動を促し從來に倍する成績を擧げるやう努める。

(ハ) 戰力増強のため勤労を倍加し以て貯蓄源泉の涵養を圖る。ため大政翼賛會縣支部、產業報國會、大日本婦人會縣支部等と連絡して之が徹底を圖る。

(ニ) 今回の間接稅增徵の趣旨の徹底を期すると共に戰爭生活の實踐を指導する。

(ホ) 農村金融機關と連絡し、農村方面に於ける振替貯蓄制度の強化擴充を圖ると共に可及的長期の貯蓄に振向けしめるやう指導する。

(ク) 關係方面と連絡し、貯蓄組合未結成分野の解消を期するため特に學生、生徒、兒童、在郷軍人會、接客業者等に對し本期間中に貯蓄組合を結成せしめるやう努める。

(ト) 國民貯蓄組合指導員をして組合貯蓄及び國債券購保消化の外一般貯蓄の推進にも活動せしめる

(チ) 各種協議會、講演會、懇談會等を重點的に開催する

(リ) 本運動の趣旨徹底のため印刷物を作成して宣傳に努める

と共に各新聞に發表する

2、地方事務所及び市町村に於て實施すべき事項

地方事務所及び市町村は縣の實踐事項である前各號に準じ、且つ地方の實情に應じてそれべく有効適切な措置を講ずること

(イ) 各種金融機關との連絡を密にして其の積極的活動を促進し、特に預金者貯蓄組合の強化擴充を圖ること

(ロ) 國債券の購保消化及び地域組合に依る貯蓄の強化を促進すると共に割當標準の再検討を行ひ又貯蓄率の引上げを勧奨すること

(ハ) 高額所得者貯蓄組合未結成のものは必ず本期間に結成すると共に未加入者の絶無を期すること

(ニ) 學生、生徒、兒童の貯蓄組合を結成整備せしめると共に之等學生、生徒、兒童を通じて各家庭に貯蓄思想を參透せしめ、特に入學、進級、卒業等に要する諸支出の節約を徹底せしめること

(ホ) 國民貯蓄組合指導員と連絡すると同時に、既往に於て表彰を受けた個人、組合、團体の指導者をして貯蓄の推進を行ふこと

(ヘ) 貯蓄功績者、優良貯蓄組合の事績を發表すること

(ト) 各種組合貯蓄の實績を検討し、成績不良なものに對しては特に指導督勵すること

(チ) 臨時收入（退職金、保険金、貸金の回収金、轉廢業に基く共助金、會社の合併に依る交付金）等に付ては之が貯蓄強化を推進すること

(リ) 自由労働者（大工、植木職、木挽、木出、馬車挽等）時局の影響に依り急激に收入の増加せる商工業者、自由職業者（醫師、弁護士、稅務代理人等）小工場の從業員、青少年労務者等にして貯蓄組合未結成のものに對して貯蓄組合を結成整備せしめること

(ヌ) 期間中又は前後に開催される各種常會等に於て本運動の趣旨を徹底せしめると共に、紙芝居其の他に依つて貯蓄の重要性を強調するは勿論、申合せた事項は直に實行に移し目的達成のため強力に推進すること

(ル) 金属回収に依る供出品代金を成るべく貯蓄へ振り向けるやう努めること

3、大政翼賛會其の他各種團體で實施すべき事項

(イ) 大政翼賛會は縣と緊密な連絡の下に各種機能を動員して強力に運動を開展する

(ロ) 翼賛壯年團は貯蓄組合未結成分野の解消未加入者の解消運動を行ふと共に非協力者の絶無を期し強力に推進する

(ハ) 大日本婦人會は戰爭生活を徹底指導すると共に「必勝國」に比の際人學、進級、卒業等に伴ふ諸支出の節約を徹底せしめる

(ニ) 產業救國會は勤勞の増強、消費の節約、特に青少年工の浪費の抑制を徹底せしめ、關係職域の貯蓄增强を期するの實を擧げる

(ホ) 大日本青年團は團員をして貯蓄實踐に努めしめる外貯蓄思想を家庭の内部に滲透せしめる

(ト) 農業報國聯盟は農村に於ける振興貯蓄制度の強化擴充を圖ると共に可及的長期の貯蓄に振向けしめやう努力する

(チ) 在郷軍人會は各分會の貯蓄組合未結成のものを本期間中に設立せしめる

撃ちてし止まむ

『鳥取縣號』貯蓄運動

三月十日の陸軍記念日を記して

翼賛會鳥取縣支部では、来る三月十日の陸軍記念日を期して大東亞戰爭の決意を新にし、『撃ちてし止まむ』の敢闘精神を振起し五十萬縣民の必勝の熱誠を發揚するため、戰闘機『鳥取縣號』二台獻納を目標に本運動を展開して敵米英擊摧に邁進することとなつた。

即ち縣下各戸が平均二圓以上を献金すれば戰闘機が二台出來るのであつて、我々は何がなんでも勝つて勝つて勝ち抜かねばならぬ本年の決戰期に於て、何はさて置いて此の際進んで本運動に協力し最後の勝利を夢見て居るルーズベルトやチャーチルを徹底的に叩きのめさなければならぬのである。

殊にアメリカはアリューシヤン、重慶の飛行基地から我が本土を狙はんとし、或は瀋州、ソロモン方面を足場として我が南方占領地域の奪回を企圖してゐる。其の現はれとしてソロモン方面に

於ては昨年の夏以來度々大海戦、大空戦が展開され、其の都度我が軍はよく之を擊摧して大勝利を博し、敵必死の足攢ぎを壓抑しつゝあることは衆知のところであるが、併し敵は資源の富裕を誇つて艦船や飛行機の大量生産に大奮であつて、之を以て一舉に日本を擊滅し東京に入城するのだと豪語してゐるそ�である。

我々は決して敵米英に負けるものではないが、之に必要な艦船や飛行機、武器を出來得る限り多く造つて之を擊摧するに事欠かない様にしなければならないのである。縣民各位は右の趣旨に従し、我が戰闘機『鳥取縣號』を獻納して全縣民眞に火の玉となつて敵撃滅に邁進せられるやう切望する次第である。

尙ほ此の獻金は陸軍記念日たる三月十日に獻金の手續きを取ることになつてゐるので、翼賛會各町村支部長は之を取締めて速かに各郡支部長まで送金し、郡市支部長は三月八日までに縣支部事務局宛送金せられたい。

女子青年教育は愈々重大

教員養成所に女子部を併置

出願期限は自三月一日至同十五日まで

00707

改府に於ては近く之を義務制として銚後女子青年教育の強化徹底を計畫せられつゝある。然して斯教育振興の爲には何と言つても優秀なる女子青年教育指導者をして適切活潑なる活動をなさしめることが緊要である。今本縣に於ける女子青年學校教育の現状を觀るに青年學校は一五五校、女子生徒は總數約一萬に垂んとするのであるが、この青年學校女子生徒を專心指導する女子専任教員は僅か百數名であつてその設置學校數は實に七四校、全体の五〇%に過ぎぬと言ふ現状である。依つて今回鳥取縣立青年學校教員養成所に女子部を併置し、既設の男子部と相並んで女子青年學校專任教員を養成し斯教育の徹底強化を圖ることとなつた。

右女子部は本年四月より開設せられ、入學資格は高等女學校卒業者若くはこれと同等以上の學力ある者で、入學許可せられたる者は之を全員塾舎に入舎させ、青年教育指導者としての必要なる教育訓練を行ひ、卒業後は縣下青年學校専任教員として専心女子青年の指導に當らせるのである。

修業年限は二年で生徒定員第一學年二〇名、第二學年二〇名計四〇名であつて、在學中は縣費を以て年額三百圓の生徒給費を支給する外特に授業料は徵收せず、從つて入學者は低額の學資を以て青年教育指導者としての資格が得られる譯で、卒業後は青年學校に任用せられる外、勤續五年にして年額六十圓以上の年功

昭和十八年二月二十六日印刷
昭和十八年二月二十六日發行

發行者 鳥取市東町
印刷所 鳥取縣立青年學校
服務支所

- ▲週報
- 大東亞戰爭と木船
- 滿洲建國第十年記念
- エナベル島沖海戰
- カサブランカ會談
- 頼もしい戰爭生活
- ▲寫眞週報
- 北を讃る精銳の勞苦を描く
- 關東軍の報道演習
- 建設一年新マライの姿
- 料亭報道場に更生—茨城縣水戸市
- 白銀の道場に鍛へる男女中等生—長野縣
- 勝つためださあお米の供出だ—山形縣
- 常會の貢
- 大東亞建設日誌
- 國策唇
- 生産増加に科學のメスを振ふ—勞働科學研究所の現状指導
- よい子供の兎毛献納

加俸が支給せられ、然もこの加俸は年數と共に増給せられることになつてゐる。
尚ほ出願期限は三月一日より三月十五日まであるが、詳細に付ては其の所に付て照會せられたい。